

9 衛生委員会での報告・審議

衛生委員会での報告審議は61%の事業場で実績があった。

(報告内容)

月45時間を超える者など過重労働者の月別該当者数および面談実施状況
過重労働者数の報告
総合対策の内容及び本事業部での取り組みや方針等
総合対策の内容
過重労働の実態報告と対策
個別面談診察結果報告
時間外労働の減少努力

(審議内容)

会社としての過重労働対策の内容
時間外労働の削減方法
社内の実態把握の方法
40時間を超えると委員会で減らすように作業方法等で討議
残業時間の多い職場の対処法
早期に専門職者に相談し対応を図る対策の実施方法
サービス残業への対応

1.0 総合対策についての産業医の周知

内容もよく理解している	69%
一読したことがある	16%
存在を知らなかった	2%

1.1 総合対策の発出前の対策 (回答者全体(231)を100とする)

「総合対策」以前からの過重労働対策は、56%の事業場で実施されている。

(内訳) 本人申告以外で労働時間を把握する工夫	15%
過重労働者への産業医個別面談	15%
過重労働の基準設定	9%
特別の健康診断の実施	8%

1.2 総合対策の発出後の対策 (回答者全体(231)を100とする)

「総合対策」による新たな過重労働対策は、62%の事業場で開始または変更されていた。

(内訳) 過重労働者への産業医面談	24%
残業時間の実態把握法変更	11%
過重労働基準設定	11%
過重労働基準変更	10%
管理職の残業時間把握	6%

1.3 総合対策に基づく対策の実施状況 (回答者全体(223)を100とする)

「総合対策」による過重労働対策の実施は、59%の事業場で実施されていた。

(内訳) 産業医から事業場への助言指導のみ	19%
労働者への産業医面談のみ	26%
両方実施	18%

1.4 総合対策に基づく対策を実施していない理由

(実施していないと回答した者全体(52)を100とする)

過重労働の実態を把握できない	27%
産業医と過重労働者との面会が困難	27%
事業者が非積極的	27%
「総合対策」を未承知	25%
過重労働者名を把握できない	23%
産業医の時間がない	21%
産業医と所属長との面会が困難	13%

1.5 事業者への助言指導内容(月45時間超)

(助言していると回答した者全体(81)を100とする)

作業改善	64%
心理的負荷軽減	40%
身体的負荷軽減	37%
残業時間の把握	33%
特別な健康診断実施	27%
事業場の組織見直し	16%
余裕ある作業時間の見積もり	15%
休憩方法の改善	14%
問題部署の増員	14%

1.6 面談における労働者への聴取内容

(個別面談を実施していると回答した者全体(111)を100とする)

睡眠時間	93%
疲労の自覚	87%
作業工程や作業内容等の作業状況	77%
休日や休暇の取得	74%
食生活	68%
通勤時間	66%
既往歴、現病歴	64%
ストレス解消法	61%

17 事業者への助言指導内容(月100時間または2~6ヶ月平均月80時間超)

(個別面談を実施していると回答した者全体(111)を100とする)

作業改善	71%
心理的負荷軽減	36%
残業時間の把握	35%
身体的負荷軽減	32%
問題部署の増員	23%
事業場の組織見直し	21%
休憩方法の改善	16%
余裕ある作業時間の見積もり	14%
特別な健康診断実施	12%
過重労働者の配置転換	8%
過重労働対策の組織作り	6%
労災保険二次健康診断受診勧奨	5%

18 労働者への指導内容

(指導を実施したことがあると回答した者全体(111)を100とする)

個人の健康状況・リスクに応じた指導	84%
睡眠時間確保	74%
休日や休暇の取得	62%
作業の工夫等による残業時間の軽減	56%
ストレス解消法の実践	56%
食生活改善	42%
喫煙習慣の改善	32%
運動習慣の改善	32%
精査や治療の勧奨	31%
労災保険二次健康診断受診勧奨	8%

19 過重労働者との個別面談

- ・ 個別面談の実施頻度 (平均) 月に2.3回
- ・ 個別面談の実施頻度 (中央値) 月に2.3回 (月の頻度で回答したうち)
年に2.0回 (年の頻度で回答したうち)
- ・ 面談人数 平均6.5人、中央値3.5人
- ・ 面談時間 15分27%、20分23%
- ・ 個別面談が必要な過重労働者のうち実際に実施可能な割合 平均70%、中央値80%
- ・ 面談が実施できていない理由 (回答者全体(94)を100とする)
 - 面談が必要な労働者に会うことが難しい 30%
 - 産業医として面談を実施する時間がない 25%
 - 面談が必要な労働者が協力的でない 16%

20 総合対策を実施した効果 (回答者全体(94)を100とする)

「総合対策」を実施中の事業場で、実施後に生じた変化

なんらかの変化があった	86%
産業医から過重労働者への個別指導がしやすくなった	43%
一般職の残業時間の把握が徹底した	40%
産業医が労働者の労働時間を把握しやすくなった	39%
極端な過重労働が減った	34%
事業者が過重労働の削減に意欲を示すようになった	32%
管理職や裁量労働者の時間外労働時間の把握が徹底した	25%
残業時間が全般的に減少した	25%
職場全体の健康意識が向上した	11%
産業医と労働者との関係がより強固になった	9%
産業医の事業者に対する権限が強くなった	8%
健康確保に向けた労働者の行動変容があった	8%

